

令和5年度 宮崎市国民健康保険特別会計当初予算（案）

資料3

【歳入】				【歳出】			
(単位：千円)				(単位：千円)			
科目	令和5年度	令和4年度	増減額	科目	令和5年度	令和4年度	増減額
①国民健康保険税	7,304,411	7,330,633	▲ 26,222	①総務費	676,199	640,067	36,132
医療給付費分	5,045,905	5,067,385	▲ 21,480	職員給与費	370,619	343,612	27,007
後期高齢者支援金分	1,704,518	1,703,213	1,305	事務費	305,580	296,455	9,125
介護納付金分	553,988	560,035	▲ 6,047	②保険給付費	29,715,723	29,267,002	448,721
②一部負担金	2	2	0	療養諸費	25,790,313	25,306,562	483,751
③使用料及び手数料	6,787	7,406	▲ 619	療養給付費	25,500,500	25,000,500	500,000
④国庫支出金	1	1	0	療養費	207,050	223,050	▲ 16,000
国民健康保険災害臨時特例補助金	1	1	0	審査支払手数料	82,763	83,012	▲ 249
社会保障・税番号制度システム整備費補助金	0	0	0	高額療養費	3,756,040	3,800,470	▲ 44,430
⑤県支出金	30,127,084	29,692,115	434,969	高額療養費	3,750,500	3,795,500	▲ 45,000
保険給付費等交付金(普通交付金)	29,463,700	29,024,130	439,570	高額介護合算療養費	5,540	4,970	570
保険給付費等交付金(特別交付金)	663,384	667,985	▲ 4,601	出産育児諸費	148,860	148,860	0
保険者努力支援分	199,526	197,465	2,061	葬祭諸費	10,400	10,000	400
特別調整交付金分	199,796	194,392	5,404	移送費	110	110	0
県繰入金(2号分)	177,260	188,335	▲ 11,075	傷病手当金	10,000	1,000	9,000
特定健康診査等負担金	86,802	87,793	▲ 991	③国民健康保険事業費納付金	10,961,621	11,016,990	▲ 55,369
⑥財産収入	782	588	194	医療給付費分	7,559,467	7,722,281	▲ 162,814
⑦繰入金	4,284,306	4,260,302	24,004	後期高齢者支援金等分	2,535,814	2,361,109	174,705
一般会計繰入金	3,983,021	4,018,916	▲ 35,895	介護納付金分	866,340	933,600	▲ 67,260
保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	1,560,751	1,649,243	▲ 88,492	④保健事業費	320,328	329,434	▲ 9,106
保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	827,187	874,087	▲ 46,900	特定健康診査等事業費	234,159	241,037	▲ 6,878
未就学児均等割保険税繰入金	26,319	35,285	▲ 8,966	保健衛生普及費	19,880	21,979	▲ 2,099
職員給与費等繰入金	665,845	629,001	36,844	その他の給付費	66,289	66,418	▲ 129
出産育児一時金等繰入金	99,240	99,240	0	⑤基金積立金	783	588	195
財政安定化支援事業繰入金	550,122	552,870	▲ 2,748	⑥公債費	160	160	0
その他一般会計繰入金	253,557	179,190	74,367	⑦諸支出金	85,186	88,401	▲ 3,215
後期高齢者医療特別会計繰入金	5,091	4,740	351	還付金	41,000	42,000	▲ 1,000
運営基金繰入金	296,194	236,646	59,548	償還金	43,102	45,316	▲ 2,214
⑧繰越金	1	1	0	還付加算金	1,030	1,030	0
⑨諸収入	86,625	71,951	14,674	繰出金	54	55	▲ 1
⑩市債	1	1	0	直営診療施設勘定繰出金	54	55	▲ 1
合計	41,810,000	41,363,000	447,000	⑧予備費	50,000	20,358	29,642
				合計	41,810,000	41,363,000	447,000

①国民健康保険税
国民健康保険事業費納付金等の財源として、所要額を算定し、被保険者から徴収するもの。
【減額の理由】
・被保険者数の減少

⑤県支出金
○保険給付費等交付金
市町村が負担する療養の給付等に要する費用等の財源(普通交付金)及び市町村間の国保財政の調整(特別交付金)等として、県から交付されるもの。
○普通交付金
市町村が行った保険給付の実績に応じ、市町村の請求に基づいて交付されるもの。
【増額の理由】
・新型コロナウイルス感染症による受診控えの解消
・前期高齢者割合の増加
○特別交付金
市町村の財政状況その他の特殊要因や事業に応じた財政の調整を行うもの。

⑦繰入金
○保険基盤安定繰入金
保険税負担の緩和を図るため、保険税軽減相当分や低所得者を多く抱える保険者に対し助成される支援分を繰入れるもの。
【減額の理由】
・被保険者数の減少
○未就学児均等割保険税繰入金
未就学児分の保険税均等割額を5割軽減し軽減相当額が公費により支援されるもの。
○運営基金繰入金
歳入不足分について、国保事業の円滑な運営を図るため保有している基金から繰入を行うもの。

⑨諸収入
延滞金、第三者行為求償納付金、返納金及び雑入等。

⑩市債
県から財政安定化基金の借入れを受ける場合に必要額を計上するもの。

①総務費
職員の給与のほか、医療費適正化特別対策事業及びジェネリック医薬品使用促進事業等に係る費用。

②保険給付費
被保険者の疾病、負傷、出産、死亡の保険事故に対する給付費。法定給付(療養の給付等とその他の給付)と任意給付(傷病手当金の支給等)がある。
【増額の理由】
・新型コロナウイルス感染症による受診控えの解消
・前期高齢者割合の増加

③国民健康保険事業費納付金
国保事業に要する費用(前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、県が市町村から徴収する負担金。
【減額の理由】
県の算定において、県全体の保険給付費が約38億5千万円の減の見込となったため

④保健事業費
特定健康診査事業等に関して、保険者が支出する費用。
【減額の理由】
・被保険者数の減少

○特定健康診査等事業費
特定健診・特定保健指導の実施に要する費用。

○保健衛生普及費
特定健診定着化のための事業(若年層対象の特定健診・受診勧奨等)、生活習慣病重症化予防及び適正服薬の推進等に要する経費。

○その他の給付費
はり・きゅう・あんま施術事業に関する費用。

⑦諸支出金
○償還金
R5年度に徴収した過年度分の第三者行為求償等の返納金を県へ償還するもの。